

※支援制度のご紹介(一部)

持続化給付金

(1)制度の説明

新型コロナウイルス感染症拡大により、大きな影響を受けている事業者に対しての給付金です。事業継続を支えるための、事業全般に広く使えます

対象となるNPO法人チェックリスト

前年同月比の事業収入が50%以上下がっていますか。

法人格がありますか

→任意団体は対象になりません。

2020年4月1日時点で、資本金の額又は出資の総額が10億円未満もしくは常時使用する従業員数が2,000人以下ですか

2019年以前から、事業収入ありますか

事業を継続する意思がありますか

※事業収入とは？

寄付金や補助金、助成金等は含まれず、法人の事業に寄って得られる収入です。会費、売上、国、地方公共団体、民間からの受託事業収益は含まれます。

(2)給付額

中小法人は最大200万円。ただし、昨年度1年間の売上からの減少分を上限とします。

〈計算方法〉

申請方法で示します。収益事業をしているかによって、計算方法が異なります。

(計算方法)

対象月の直前事業年度の年間の収益事業(法人全体)の事業収益合計

－対象月の法人全体(法人全体)の事業収益×12

(3)申請手続

前年同月比の事業収益の比較をし、適したやり方で申請してください。

収益事業を行っていない法人は、②、③のみになります。

1 申請方法の選択

①収益事業の売上が前年同月の事業収益と比較して、50%以上減少した月がある

【準備物】法人税対象月の売上台帳等、通帳の写し
確定申告書別表の控え、法人事業概況説明書(両面)

②対象月の法人全体の売上が前年同月の事業収益と比較して、50%以上減少した月がある。

→収益事業以外の事業収益も加えて「売上金額」として、申請する。

(準備物)

対象月の直前事業年度の年間収入が分かる書類、履歴事項全部証明書等、対象月の売上台帳等、通帳の写し

③対象月の法人全体の事業収益が、対象月の直前事業年度の法人全体の年間事業収益の月平均と比較して、50%以上減少した月がある。

(準備物)

②と同じ

2 インターネットより申請

・必要書類をお手元に準備して、経済産業省の持続化給付金のHPの〈申請する〉から、電子申請をしてください。

→通常2週間で、給付通知書が発送され、登録された口座に入金されます。

・詳細は、HP内の〈中小法人等持続化給付金申請要領〉をご確認ください。



事業継続支援金(岡山市)

(1)制度の説明

新型コロナウイルス感染症の影響を受け売上減少している岡山市内事業者へ、事業継続のための支援金を支給します。

(2)支給対象者

以下の(1)(2)の両方の要件を備えている事業者

(1) 主たる事業所が岡山市内にある中小企業者又は小規模事業者

(2) 令和2年2月～6月までのいずれか1か月の売上高が、前年同月比 20%以上減少していること。

※国の「持続化給付金」と重複して受給することができます。

※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。

(3)支給額

①20万円 対象:中小企業者

②10万円 対象:小規模事業者

(4)申請方法

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下書類を下記申請先まで郵送でご提出ください

※封筒の表に「岡山市事業継続支援金申請書在中」と朱書きしてください。

・事業継続支援金支給申請書

・上記に記載した月の売上高がわかるもの(確定申告書写し、売上台帳の写し等)

・振込先の通帳写し(通帳の表面と通帳を開いた1・2ページ目の両方)

・身分証明書写し(個人事業主の場合)

(5)その他

詳細は岡山市HPか管轄の商工会議所にお問い合わせください。倉敷市、早島町、津山市、赤磐市も、売上が減った事業所に給付金を支給しています。

(5月20日現在)

